

## 市民農園利用料の見直しについて

## 1 平成 26 年度委員会意見

- (1) 市民農園に関する歳出に比較して歳入の割合が低いこと、他市と比較しても当市の利用者負担金が安いことから、利用料の値上げが適当である。
- (2) 経費の 70～100%を利用者に負担してもらうのが適当である。  
値上げ額は、市の手数料等を値上げする基準（値上げ幅の上限を 50%とする）を使用する。
- (3) 利用者に対し農地管理を徹底し、実践してもらうことも重要である。
- (4) 費用のかからない取り組み、農園利用者による品評会の実施や「肥培管理マニュアル」の作成を検討する。

## 2 利用料の算定について

- (1) 「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」
  - ① 原価計算
  - ② 受益者負担の割合
  - ③ 近隣地方自治体や類似施設の状況等、諸々の条件を考慮して額の決定

## (2) 基本方針と現状の比較

## ① 原価計算・約 8,316 円

ア 人件費	例：24,000 分（400 時間）× 63.37 円＝約 150 万円 （1 区画あたり約 4,000 円）
イ 物件費	4,316 円（平成 30 年度予算）
ウ 支払い利息	なし
エ 減価償却費	なし

## ② 受益者負担の割合の決定・約 42%

I 基礎的で非市場的なサービス	公費負担 70 から 100%
II 選択的で非市場的なサービス	公費負担 30 から 70%
III 選択的で市場的なサービス	公費負担 0 から 30% （利用者負担 70 から 100%）
IV 基礎的で市場的なサービス	公費負担 30 から 70%

## ③ 近隣地方自治体や類似施設の状況等、諸々の条件を考慮して額の決定

24 市平均利用料・9,018 円（産業振興課集計）

- (3) 結論 利用料金は（現状）3,500 円×1.5≒5,000 円程度が妥当と考える。

### 3 市民農園の新しい展開について

#### ●第2次西東京市農業振興計画

「市民農園の負担金について見直しを行うとともに、新たな付加価値の創造を検討します。」

(1) これまでの取組・「肥培管理マニュアル」作成（平成28年3月）

(2) 平成30年度の取組・

市民農園にボックスを設置し、「エプロン」(全農)による農作物の栽培方法の紹介や、市イベント情報の提供を行う。また、引き続き管理委託事業者(シルバー人材センター)と連携し、良好な農園管理の維持に努める。

### 4 市民農園の設置目的

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)に基づき、市が借り受けた農地において、「市民が自らの手で野菜を栽培することをおして生産の喜びを知り、農業に対する理解を深めること」を目的とする(「西東京市市民農園運営要綱」)。

### 5 現況

#### (1) 設置状況

区分	面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	区画数	区画面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	利用期間	利用料改定
新町市民農園	1,752	93	12	平成30年4月 ～平成32年2月	平成30年
北町市民農園	1,178	33	15		
富士町市民農園	2,269	130	12		
西原市民農園	1,076	53	12	平成29年4月 ～平成31年2月	平成29年
中町市民農園	1,214	54	12		
計	7,489	363	—	—	—

#### (2) これまでの利用料改定

年度	年間負担金	市民農園運営要綱
～平成17年度	500円	水道使用料相当額
平成18年度～	1,500円	水道料金、管理費等の実費相当額
平成27年度～	2,250円	〃
平成29年度～	3,500円	〃